

記載例

委員会受付印

農地法第3条の規定による許可申請書

令和〇年〇〇月〇〇 日

箕面市農業委員会会長 様

譲受人
＝(被設定人)＝
申請人

箕面 太郎

譲渡人
＝(設定人)＝

大阪 一郎

ほかに
申請当事者全員の
詳細は下記のとおり
ほかに 1 名
申請当事者全員の
詳細は下記のとおり

下記農地について (所有権) / 賃借権 / 使用貸借権 / その他 (権)] を
(移転) / 設定) したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

1. 申請者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏 名（名称）	住 所	年齢	職業	国籍等	備 考
譲受人 ＝(被設定人)＝	箕面 太郎	箕面市西小路〇丁目〇番〇号	6 0	農業	日本	
譲渡人	大阪 一郎	箕面市牧落〇丁目〇番〇号	6 0	農業	日本	
譲渡人	大阪 花子	箕面市牧落〇丁目〇番〇号	5 5	農業	日本	

2. 許可を受けようとする土地の所在等及び契約の内容

土 地 の 所 在	地 番	地 目		面 積 ㎡	対価の額 (10a 当 たり (円))	所有者の氏名又は 名称 (登記簿と異 なる場合)	権利の種類及び 権利者の氏名又は 名称
		登記	現況				
箕面市牧落〇丁目	3 0 0	田	田	5 0 0	3,000 千円		
箕面市牧落〇丁目	3 3 0	畑	畑	5 0 0	3,000 千円		
以下余白							
計 1, 0 0 0 ㎡ (田 5 0 0 ㎡ 畑 5 0 0 ㎡ 採草放牧地 ㎡)							

3. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(1) 権利移転（設定）の時期	令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日	～	年間
(2) 賃貸借等の設定の場合の契約期間	令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日	～	年間
(3) 賃料（10a 当たりの年額）	円		

4. 権利の移転（設定）事由				5. 譲受人の住所地から、申請地までの通作距離又は時間					
増反・交換・借入地の取得・受贈・経営移譲・新規就農・その他（ ）・信託				（ 0.5 km 0.1 時間 ）					
6. 譲受人等農地等の利用状況等									
(1) 譲受人等の農地等の利用状況	所有地	種 別	田	畑	計	採草放牧地			
		自作地	1,000 m ²	1,000 m ²	2,000 m ²	m ²			
		貸付地	m ²	m ²	m ²	m ²			
	所有地以外の土地	上記のうち非耕作地	所在地・地目・面積 なし			状況・理由			
		借入地	1,000 m ²	m ²	1,000 m ²	m ²			
		貸付地	m ²	m ²	m ²	m ²			
(2) 譲受人及び世帯員等（構成員）の農作業従事状況	譲受人及び世帯員等（構成員）	氏 名	年 齢	続 柄	職 業	農業経験年数	農作業従事日数		
		箕面 太郎	60	本人	農業	35	200		
		箕面 良子	58	妻	農業	20	150		
		箕面 一郎	32	長男	会社員	12	60		
		箕面 愛子	30	長男の嫁	主婦	5	10		
		箕面 源二	85	父	農業	60	100		
	常 雇	現 在 人（農業経験年数 ～ 年）							
		増員予定 人（農業経験年数 ～ 年）							
	臨時雇（年間延人数）	現 在 人（農業経験年数 ～ 年）							
		増員予定 人（農業経験年数 ～ 年）							
	7. 権利取得後の経営計画	田 裏作（ 1,500 m ² ）	畑	普通野菜畑	果 樹	そ の 他	採草放牧地		
				1,500 m ²	m ²	m ²	m ²		
8. 周辺地域への影響	(例・他者の農地集積の取り組みへの影響、農薬の使用方法に違いによる影響等) 共同防除等地域の慣習には同意します。								
9. 地域との役割分担の状況	(地域の農業における他の農業者との役割分担について) 共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への参加協力します。								
10. 大農機具等の保有（予定）状況	大農機具	保 有	田植機	コンバイン	トラクター	耕耘機	農業用自動車	その他	
			所 有	1台	1台	1台	1台	1台	台
		導入予定	リース	台	台	台	台	台	台
			所 有	台	台	台	台	台	台
			リース	台	台	台	台	台	台
			資 金	自己資金（ 千円）、借入（ 千円）					
11. 譲渡人の耕作面積及び譲渡理由	耕作地状況	自作地 1,500 m ² 小作地（借入地） 500 m ² 貸付地 m ²							
	譲渡人（設定人）の譲渡（設定）の理由	1. 農地の交換 2. 農地の買換 3. 老齢等労力不足 4. 営農資金等 ⑤. 相手方の要望 6. 経営移譲 7. その他（ ）							
許可書は申請当事者全員の合意により（ 大阪 一郎 TEL 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 ）が受領します。									